特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名	
30	健康診査・がん検診等に関する事務	基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

泉南市は、健康増進関係事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

内部による不正利用の防止のため、システム操作者に守秘義務を課し、生体認証により操作者を限定、追跡調査のためにコンピュータの使用記録を保存、照会条件を限定する等の対策を講じる。

評価実施機関名

大阪府泉南市長

公表日

令和7年9月1日

[令和7年5月 様式2]

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務					
①事務の名称	健康増進関係事務				
	健康増進法(平成十四年法律第百三号)による健康診査及びがん検診等の実施に関する事務であって主務省令で定めるものに係る事務を行う。 ■対象となる検診(一次及び精密)の種類 ・胃がん検診 ・大腸がん検診 ・肺がん検診				
②事務の概要	・子宮頸がん検診・乳がん検診・肝炎ウイルス検診・骨粗鬆症検診・歯周疾患検診				
	■健康診査及びがん検診等の実施に関する事務 具体的な事務内容については以下のとおり。 ①毎年、各検診の受診年齢到達者および検診対象者に対して、受診勧奨および個別通知等を送付する。 ②医療機関で実施した各検診(一次、精密)について、検診結果の情報を健康管理システムに入力し、				
	データ管理を行う。 ③一次検診の結果、要精密検査と判定された者の内、精密検査未受診者に対し受診勧奨を行う。 ④番号法の別表第二に基づいて、健康増進法による健康診査及びがん検診等の実施に関する事務に おいて、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。				
③システムの名称	健康管理システム(標準準拠システム稼働前) 健康管理システム(標準準拠システム(別添PDFのとおり)) 統合宛名システム(標準準拠システム稼働前) 統合宛名システム(標準準拠システム(別添PDFのとおり)) 中間サーバー				
2. 特定個人情報ファイル:	名				
宛名情報ファイル 検診情報ファイル					
3. 個人番号の利用					
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年五月三十一日法律第二十七号) 第9条第1項、別表第一の第76項 並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成二十六年九月十日内閣府・総務省令第五号) 第54条				
4. 情報提供ネットワークシ	・ステムによる情報連携				
①実施の有無	<選択肢> (選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定				
②法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年五月三十 一日法律第二十七号) 第19条第8号及び番号法別表第二の102の2の項口				

5. 評価実施機関における担当部署					
①部署	健康子ども部保健推進課				
②所属長の役職名	保健推進課長				
6. 他の評価実施機関					
7. 特定個人情報の開示・	打正•利用停止請求				
請求先	健康子ども部保健推進課 大阪府泉南市信達市場1584-1 電話 072-482-7615				
8. 特定個人情報ファイルの	り取扱いに関する問合せ				
連絡先	健康子ども部保健推進課 大阪府泉南市信達市場1584-1 電話 072-482-7615				
9. 規則第9条第2項の適用	用 []適用した				
適用した理由					

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数						
評価対象の事務の対象人数は何人か		[1万人以上10万人未満]]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上	
	いつ時点の計数か	令和	17年9月1日 時点			
2. 取扱者	数					
特定個人情報	特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		500人未満]		<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満	
	いつ時点の計数か	令和	17年9月1日 時点			
3. 重大事故						
	内に、評価実施機関において特定個人 重大事故が発生したか	[発生なし]		<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし	

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類							
2)又は3)を選択した評価実施] ぞれ重点項目評価・	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び 3) 基礎項目評価書及び 3) 基礎項目評価書及び	全項目評価書			
されている。							
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)							
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である	5]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
3. 特定個人情報の使用							
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[十分である	5]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である	5]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
4. 特定個人情報ファイルの	の取扱いの委託		1]委託しない			
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[十分である	5]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
5. 特定個人情報の提供・移転	版(委託や情報提供ネット ・	ワークシステムをご	通じた提供を除く。) []提供・移転しない			
不正な提供・移転が行われる Jスクへの対策は十分か	[十分である	5]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの接続		[]接続しない(入手) []接続しない(提供)			
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である	5]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[十分である	5]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				

7. 特定個人情報の保管・消去						
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[十分である)]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
8. 人手を介在させる作業		1]人手を介在させる作業はない			
人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か	[十分である	. 1	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
判断の根拠	登録や副本登録の際に 又は住所を含む3情報に 長の最終確認を経ること 対し、例えば次のような対 ・人為的ミスを防止する対 る。 ・特定個人情報を受け渡 る保護、確実なマスキン 行う。 ・マイナンバー入りの書業 含まれていないかなど書 ・特定個人情報を含む書 ・廃棄書類に特定個人情	は、本人からのマイナンこよる照会を行うことを続きとしている。また、人手対策を講じている。 対策を講じている。対策を盛り込んだ事務が す際(USBメモリを使用 グ処理等を行うとともに 質を郵送等する際は、ダダブルチェックを行う。 情類やUSBメモリは、施 情報が含まれていないないないないないないないない	:録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバーンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報厳守している。また、必ず複数人での確認を行った上で上が介在する局面ごとに、人為的ミスが発生するリスクに処理手順をマニュアル化し、事務取扱担当者間で共有すまする場合を含む。)は、事前に、暗号化、パスワードによこ、これらの対策を確実に実施したことの確認を複数人で定先に間違いがないか、関係のない者の特定個人情報が続できる書棚等に保管することを徹底する。か、ダブルチェックを行う。が発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられ			

9. 監査		
実施の有無	[O] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
10. 従業者に対する教育・	啓発	
従業者に対する教育・啓発	<選択肢> (選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	
11. 最も優先度が高いと考	えられる対策 []全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられ る対策	[8)特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 <選択肢> 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2)目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3)権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4)委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5)不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6)情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7)情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8)特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9)従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】 <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている 3) 課題が残されている		
判断の根拠	泉南市情報セキュリティポリシー及び特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(行政機関等編)に則り、漏えい・滅失・毀損を防ぐための物理的安全管理措置、技術的安全管理措置等を講じるとともに、特定個人情報ファイルの滅失・毀損が万が一発生した場合に備え、バックアップを保管している。また、下記を徹底する運用としている。・特定個人情報を含む書類やUSBメモリは、施錠できる書棚等に保管することを徹底する。・USBメモリは、事前に許可を得た媒体のみ使用可能となるよう業務端末上制御を行っている。・不要文書を廃棄する際は、特定個人情報が記録された書類等が混入していないか、複数人による確認を行う。・特定個人情報が記録された書類等を廃棄する場合には、廃棄した記録を保存する。これらの対策を講じていることから、特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は「十分である」と考えられる。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年3月7日	1. 特定個人情報ファイルを取 り扱う事務 ②事務の概要	健康増進法の規定に則り成人検診情報の管理、統計報告資料作成、データ分析の処理を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①健康増進法による健康増進事業の実施対象者把握	健康増進法(平成十四年法律第百三号)による健康診査及びがん検診等の実施に関する事務であって主務省令で定めるものに係る事務を行う。 ■対象となる検診(一次及び精密)の種類・胃がん検診・・別腸がん検診・・別場がのがのががのががのががのがですがのががのがががが、ですがのがのがのがのではいては以下のとおり・・乳がのがのでは、でする。・・一次は、で、で、をで、をで、をで、をで、をで、をで、をで、をで、をで、をで、をで、をで	事前	
令和4年3月7日		健康管理システム 統合宛名システム	健康管理システム 統合宛名システム 中間サーバー	事前	
令和4年3月7日	2. 特定個人情報ファイル名	宛名情報ファイル	宛名情報ファイル 検診情報ファイル	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	4. 情報提供ネットワークシス テムによる情報連携 ①実施の有無	実施しない	実施する	事前	
	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠		行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年五月三十一日法律第二十七号)番号法第19条第8号及び番号法別表第二の102の2の項C	事前	
令和7年9月1日	個人のプライバシー等の権利 利益の保護の宣言	影響を認識し、このようなリスクを軽減するため の適切な措置を講じたうえで、個人のプライバ		事前	標準準拠システムへの移行及 び様式改定に伴う変更
令和7年9月1日	特記事項	ては、内部による不正利用の防止のため、ID及	内部による不正利用の防止のため、システム操作者に守秘義務を課し、生体認証により操作者を限定、追跡調査のためにコンピュータの使用記録を保存、照会条件を限定する等の対策を講じる。	事前	標準準拠システムへの移行及 び様式改定に伴う変更
令和7年9月1日	公表日	令和4年3月7日	令和7年9月1日	事前	標準準拠システムへの移行及 び様式改定に伴う変更
令和7年9月1日	I 1③システムの名称	健康管理システム 統合宛名システム 中間サーバー	健康管理システム(標準準拠システム稼働前) 健康管理システム(標準準拠システム(別添PDF のとおり)) 統合宛名システム(標準準拠システム稼働前) 統合宛名システム(標準準拠システム(別添PDF のとおり)) 中間サーバー	事前	標準準拠システムへの移行及 び様式改定に伴う変更
令和7年9月1日	I 7請求先	総務部総務課 大阪府泉南市樽井一丁目1番 1号 電話 072-483-0001	健康子ども部保健推進課 大阪府泉南市信達 市場1584-1 電話 072-482-7615	事前	標準準拠システムへの移行及 び様式改定に伴う変更
令和7年9月1日	Ⅱ1いつ時点の計数か	令和4年1月1日	令和7年9月1日	事前	標準準拠システムへの移行及 び様式改定に伴う変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年9月1日	Ⅱ2いつ時点の計数か	令和4年1月1日	令和7年9月1日	事前	標準準拠システムへの移行及 び様式改定に伴う変更
令和7年9月1日	Ⅳ8人手を介在させる作業	<新規>	十分である	事前	標準準拠システムへの移行及 び様式改定に伴う変更
令和7年9月1日	IV8 判断の根拠	<新規>	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うによ4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、人手が介在で対し、必要を行うによりな対策を講じている。・人為的ミスを防止する対策を盛り込んだ事務処理手間をマニュアル化し、事務取扱担当者間で共定個人情報を受け渡す際(USBメモリをスワードによる保護、確実なでまないがよいがないか、関係のないをブルチェックを付う。・マイナンバー入りの書類を郵送等する際は、宛先に間違いがないか、関係のないをブルチェックを行う。・ヤイナンバー入りの書類を郵送等する際は、宛先に間違いがないか、関係のないが、対の大に間違いがないか、関係のないが、対の大に間違いがないか、関係のないが、対の大に間違いがないか、関係のないが、対の大に間違いがないか、関係のないが、対の大に間違いがないか、関係のないが、対の大に間違いがないか、対の大に間違いがないか、対域を含まれていないが、対対が発生する。・廃棄書類によいることから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	事前	標準準拠システムへの移行及び様式改定に伴う変更
令和7年9月1日	IV11最も優先度が高いと考えられる対策	<新規>	8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策	事前	標準準拠システムへの移行及 び様式改定に伴う変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年9月1日	IV11 判断の根拠	<新規>	泉南市情報セキュリティポリシー及び特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(行政機関等編)に則り、漏えい・滅失・毀損を防ぐための物理的安全管理措置、技術的安全管理措置等を講じるとともに、特定個人情報ファイルの滅失・毀損が万が一発生した場合に備え、バックアップを保管している。・特定個長情報を含む書類やUSBメモリは、施錠できる書棚等に保管することを徹底する。・USBメモリは、事前に許可を得た媒体のみ使用可能となるよう業務端末上制御を行っている。・不要文書を廃棄する際は、特定個人情報が記録された書類等が混入していないか、複数人による確認を行う。・特定個人情報が記録された書類等を廃棄する場合には、廃棄した記録を保存する。これらの対策を講じていることから、特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は「十分である」と考えられる。	事前	標準準拠システムへの移行及び様式改定に伴う変更